

○上越教育大学大学院学校教育研究科専門職学位課程評価基準

(平成22年3月10日学長裁定)

国立大学法人上越教育大学自己点検・評価規則(平成17年規則第4号)第5条の規定に基づき、上越教育大学大学院学校教育研究科専門職学位課程(以下「専門職学位課程」という。)に係る評価基準を次のとおり定める。

第1 設立の理念と目的

- 1-1 専門職学位課程の理念・目的が法令に基づいて明確に定められていること。
- 1-2 人材養成の目的及び修得すべき知識・能力が明確になっていること。
- 1-3 専門職学位課程の理念・目的を公表し、周知に努めていること。

第2 入学者選抜等

- 2-1 人材養成の目的に応じた入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)が明確に定められ、公表されていること。
- 2-2 教育理念及び目的に照らして、公平性、平等性、開放性が確保され、適切な学生の受け入れが実施されていること。
- 2-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正であること。

第3 教育の課程と方法

- 3-1 教職大学院の制度並びに専門職学位課程の目的に照らして、理論的教育と実践的教育の融合に留意した体系的な教育課程が編成されていること。
- 3-2 教育課程を展開するにふさわしい教員の配置、授業内容、授業方法・形態が整備されていること。
- 3-3 専門職学位課程にふさわしい実習が設定され、適切な指導がなされていること。
- 3-4 学習を進める上で適切な指導が行われていること。
- 3-5 成績評価や単位認定、修了認定が大学院の水準として適切であり、有効なものとなっていること。

第4 教育の成果・効果

- 4-1 専門職学位課程の人材養成の目的及び修得すべき知識・能力に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。
- 4-2 専門職学位課程における学生個人の成長及び人材の育成を通じて、その成果が学校・地域に還元できていること。

第5 学生への支援体制

- 5-1 学生相談・助言体制、キャリア支援等が適切に行われていること。
- 5-2 学生への経済支援等が適切に行われていること。

第6 教員組織等

- 6-1 専門職学位課程の運営に必要な教員が適切に配置されていること。
- 6-2 教員の採用及び昇格等の基準が、適切に定められ、運用されていること。
- 6-3 教育の目的を遂行するための基礎となる教員の研究活動等が行われていること。
- 6-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者(例えば事務職員、技術職員等)が適切に配置されていること。

6-5 授業負担に対して適切に配慮されていること。

第7 施設・設備等の教育環境

7-1 専門職学位課程の教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備並びに図書、学術雑誌等の教育研究上必要な資料が整備され、有効に活用されていること。

第8 管理運営等

8-1 専門職学位課程の目的を達成するために必要な管理運営のための組織及びそれを支える事務組織が整備され、機能していること。

8-2 専門職学位課程における教育活動等を適切に遂行できる財政的基礎を有し、配慮がなされているか。

8-3 専門職学位課程における教育活動等の状況について、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

8-4 専門職学位課程における教育活動及び管理運営業務等に関する自己点検・評価及び外部評価等の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

第9 教育の質の向上と改善

9-1 教育の状況等について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取り組みが行われており、機能していること。

9-2 専門職学位課程の担当教員等に対する研修等、その資質の向上を図るための組織的な取り組みが適切に行われていること。

第10 教育委員会及び学校等との連携

10-1 専門職学位課程の目的に照らし、教育委員会及び学校等と連携する体制が整備されていること。

付 記

この基準は、平成22年4月1日から実施する。